第118期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年６月22日（火曜日）
午前10時（開場午前９時）

場所 島根県松江市殿町158番地
島根県民会館（大ホール）

昨年より、会場を当行本店から島根県民会館に変更しております。
末尾のご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

目 次

- 第118期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- インターネット等による議決権行使のご案内 … 3

（株主総会参考書類）

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 5
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件 …… 6
第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件 …… 12
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 17
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠改定の件 … 20

（添付書類）

- 第118期事業報告 …… 22
- 計算書類 …… 43
- 連結計算書類 …… 45
- 監査報告書 …… 47
- 株主総会会場ご案内略図

新型コロナウイルス感染防止への対応について

●新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、**事前に書面又はインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**
●当日は、会場以外でも**株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットにて同時配信いたします。**また、後日、録画した動画を当行ウェブサイト（株主総会情報ページ）からご覧いただけます。
●昨年からご来場株主様への**お土産の配布を廃止しております。**

ごうぎん

証券コード：8381
株式会社 山陰合同銀行

証券コード8381
2021年6月1日

株主の皆様へ

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取　山　崎　　徹

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当行**第118期定時株主総会**を開催いたしますので、下記の通りご通知申し上げます。
**　なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、事前に書面またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月21日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**
**　また、会場以外でも当日の株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットで同時配信いたします。詳しくは、同封の別紙「インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。**

敬　具

記

1. 日　　時　2021年6月22日（火曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場　　所　島根県松江市殿町158番地　**島根県民会館（大ホール）**
3. 株主総会の目的事項
報告事項
1. 第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月22日（火）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月21日（月）
午後5時15分到着分まで

インターネット等による議決権行使



議決権行使ウェブサイト（https://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月21日（月）
午後5時15分まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。

● 重複行使の取扱い

書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、
①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
②事業報告の「業務の適正を確保する体制」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（株主総会情報ページ）（https://www.gogin.co.jp/ir/meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、修正する必要が生じた場合には、当行ウェブサイト（https://www.gogin.co.jp）において、その旨掲載させていただきます。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト
https://www.e-sokai.jp

! ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。
  また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

STEP 01　ウェブサイトへアクセス

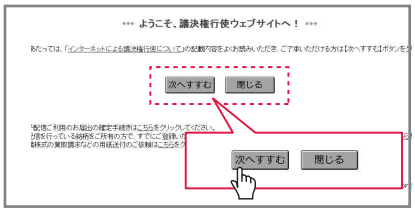

「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト入力不要でアクセスできます。

STEP 01　QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
　一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使期限　2021年6月21日（月）午後5時15分まで

STEP 02　ログイン

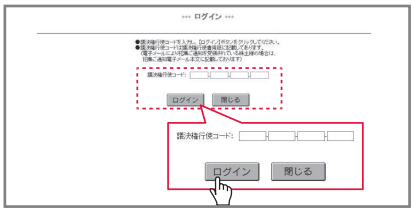

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 03　パスワードの入力

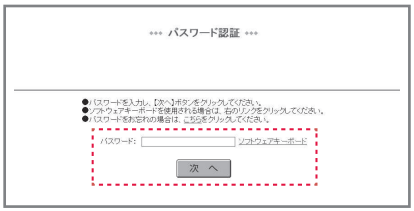

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 02　議決権行使方法を選択

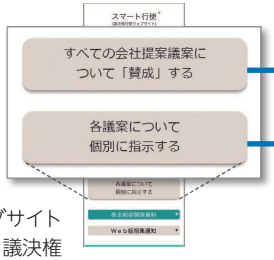

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

STEP 03　各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話　0120-707-743（フリーダイヤル）

受付時間　9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

配当につきましては、安定配当を維持しつつ業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を取り入れております。これに基づき、当期の期末配当は１株当たり11円00銭とし、中間配当を含めた年間配当は１株当たり18円とさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類
　　金銭

（2）配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当行普通株式１株につき11円00銭
　　総額　　1,723,948,666円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月23日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目およびその額
　　別段積立金　　5,000,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額
　　繰越利益剰余金　5,000,000,000円

第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（８名）が任期満了となります。つきましては、取締役会における監督機能の強化と迅速な意思決定を目的として１名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）７名の選任を願いたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位	取締役会出席状況
1	石丸 文男（いしまる ふみお）	再任	取締役会長	100% (12回/12回)
2	山崎 徹（やまさき とおる）	再任	取締役頭取	100% (12回/12回)
3	布野 裕二（ふの ゆうじ）	新任	常務執行役員	―
4	井田 修一（いだ しゅういち）	再任	取締役常務執行役員	100% (10回/10回)
5	多胡 秀人（たご ひでと）	再任 社外 独立	取締役	100% (12回/12回)
6	倉都 康行（くらつ やすゆき）	再任 社外 独立	取締役	100% (12回/12回)
7	後藤 康浩（ごとう やすひろ）	新任 社外 独立		―

（注）１．井田修一氏の出席状況については、2020年６月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。



候補者番号 1

石丸 文男（いしまる ふみお）

再任

生年月日
1954年10月28日生

取締役会出席状況
100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数
22,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年４月　当行入行
1998年７月　桜谷支店長
2001年６月　総合企画部ＡＬＭ室長
2003年６月　広島支店長
2006年４月　鳥取営業部長
2007年６月　取締役鳥取営業部長
2008年４月　取締役経営企画部長
2009年６月　常務取締役経営企画部長
2010年６月　常務取締役
2011年６月　取締役専務執行役員鳥取営業本部長
2013年６月　取締役専務執行役員
2015年６月　取締役頭取
2020年６月　取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

鳥取営業部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。取締役、常務取締役、取締役専務執行役員を務めたのち、2015年６月から取締役頭取を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。2020年６月からは、取締役会長として業務執行に対する監督等の職務・職責を適切に果たし、また、取締役会議長として、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めております。引続き、銀行経営に関する知識および豊富な経験を生かすことにより当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。



候補者番号 2

山崎 徹（やまさき とおる）

再任

生年月日
1958年８月20日生

取締役会出席状況
100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数
23,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年４月　当行入行
2006年６月　米子西支店長
2009年６月　営業企画部長
2012年６月　執行役員経営企画部長
2014年６月　常務執行役員
2015年６月　取締役専務執行役員
2018年６月　取締役副頭取執行役員
2020年６月　取締役頭取（現任）

(現在の担当)
人事

取締役候補者とした理由

営業企画部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2015年６月からは取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。2020年６月からは取締役頭取として、厳しい経済情勢において地域経済と経営環境を俯瞰した立場から迅速かつ合理的な判断力を発揮して当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引続き、取締役頭取として経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力を発揮し、創造・改革を推し進めながら、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。



生年月日
1964年４月29日生
取締役会出席状況
—
所有する当行の株式数
11,755株

候補者番号 3

布野 裕二（ふの ゆうじ）

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年４月　当行入行
2006年４月　人事部調査役
2008年７月　人事部グループ長
2010年７月　尼崎支店長
2013年６月　江津支店長
2015年６月　人事部長
2017年６月　執行役員　石見営業本部長
2019年６月　常務執行役員（現任）

（現在の担当）
リスク統括、業務サポート、本部業務集中

取締役候補者とした理由

尼崎支店長、江津支店長、人事部長、執行役員石見営業本部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2019年６月から常務執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としております。



生年月日
1965年３月28日生
取締役会出席状況
100%
(10回/10回)
所有する当行の株式数
6,900株

候補者番号 4

井田 修一（いだ しゅういち）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年４月　当行入行
2007年４月　審査部審査役
2008年７月　人事部調査役
2010年７月　人事部グループ長
2011年７月　米子東支店長
2014年７月　広島支店長
2016年６月　総合事務部長
2018年６月　執行役員経営企画部長
2020年６月　取締役常務執行役員経営企画部長（現任）

（現在の担当）
経営企画、人事（副）、Nアライアンス戦略

取締役候補者とした理由

広島支店長、総合事務部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。執行役員を務めたのち、2020年６月から取締役常務執行役員を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。引続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。



生年月日
1951年11月２日生
取締役会出席状況
100%
(12回/12回)
所有する当行の株式数
11,000株

候補者番号 5

多胡（たご） 秀人（ひでと）

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年４月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
1988年８月	フランス・インドスエズ銀行東京支店資本市場部長
1992年１月	ナショナル・ウエストミンスター銀行東京支店業務推進部長
1997年４月	有限会社多胡事務所代表取締役（現任）
1999年４月	デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）パートナー（執行役員）
2003年６月	アビームコンサルティング株式会社顧問
2004年６月	株式会社鹿児島銀行監査役
2007年６月	当行取締役（現任）
2007年６月	株式会社鹿児島銀行取締役
2018年６月	株式会社商工組合中央金庫取締役（現任）
2020年６月	東和銀行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレーションシップバンキングにおける専門的な知見を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2007年６月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

多胡秀人氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

多胡秀人氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって14年間であります。



生年月日
1955年６月23日生
取締役会出席状況
100%
(12回/12回)
所有する当行の株式数
2,000株

候補者番号 6

倉都 康行（くらつ やすゆき）

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年４月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
1996年４月	バンカース・トラスト　マネージング・ディレクター
1997年６月	チェース・マンハッタン・バンク　マネージング・ディレクター
1998年６月	チェース証券会社東京代表兼務
2001年４月	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社代表取締役（現任）
2007年２月	産業ファンド投資法人執行役員
2007年３月	セントラル短資ＦＸ株式会社監査役（現任）
2015年４月	株式会社国際経済研究所シニア・フェロー（現任）
2018年６月	当行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2018年６月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

倉都康行氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

倉都康行氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年間であります。



候補者番号 7

後藤 康浩（ごとう やすひろ）

新任　社外　独立

生年月日
1958年９月18日生

取締役会出席状況
―

所有する当行の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年４月	株式会社日本経済新聞社入社
1988年９月	同社バーレーン支局駐在
1990年１月	同社欧州総局（ロンドン）駐在
1992年９月	同社東京本社産業部
1997年９月	同社中国総局（北京）駐在
2000年９月	同社東京本社産業部編集委員
2002年３月	同社論説委員兼日経ＣＮＢＣキャスター
2005年４月	一般社団法人全国石油協会非常勤理事（現任）
2008年３月	株式会社日本経済新聞社東京本社編集局アジア部長
2010年４月	同社編集委員
2016年４月	亜細亜大学都市創造学部教授（現任）
2017年６月	フォスター電機株式会社社外監査役
2020年４月	オレンジテック・ジャパン株式会社取締役（現任）
2020年６月	フォスター電機株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当行の地域特性を熟知する外部人材で、新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、新しい視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

後藤康浩氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

後藤康浩氏は、新任の社外取締役候補者であります。

（注）１．多胡秀人氏、倉都康行氏の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の取締役選任が承認可決された場合には、引続き両氏を独立役員とする予定であります。また、後藤康浩氏の取締役選任が承認可決された場合には、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

２．当行は、多胡秀人氏、倉都康行氏との間に会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、後藤康浩氏の取締役選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

３．当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年７月に同内容での更新を予定しております。

第３号議案 監査等委員である取締役５名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（５名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役５名の選任を願いたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	宮内 浩二（みやうち こうじ）	再任	取締役（監査等委員）	100%（12回/12回）	100%（17回/17回）
2	中村 真実子（なかむら まみこ）	新任		—	—
3	今岡 正一（いまおか しょういち）	再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	100%（12回/12回）	100%（17回/17回）
4	足立 珠希（あだち たまき）	再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	100%（12回/12回）	100%（17回/17回）
5	瀬古 智昭（せこ ともあき）	新任 社外 独立		—	—



候補者番号 1

宮内 浩二（みやうち こうじ）

再任

生年月日
1964年８月30日生
取締役会出席状況
100%
(12回/12回)
監査等委員会出席状況
100%
(17回/17回)
所有する当行の株式数
11,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年４月　当行入行
2007年７月　経営企画部グループ長
2010年７月　松江駅前支店長
2013年６月　東京支店長
2015年７月　浜田支店長
2017年６月　人事部長
2018年６月　執行役員人事部長
2019年６月　取締役監査等委員（現任）

取締役候補者とした理由

豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、東京支店長、浜田支店長、執行役員人事部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2019年６月から監査等委員である取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引続き、豊富な経験や見識を生かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。



候補者番号 2

中村 真実子（なかむら まみこ）

新任

生年月日
1967年４月21日生
取締役会出席状況
―
監査等委員会出席状況
―
所有する当行の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年４月　当行入行
2010年４月　くにびき出張所長
2013年４月　審査部審査役
2013年７月　直江支店長
2016年２月　島根医大通支店長
2018年６月　お客様サービス部長
2019年６月　人事部長（現任）

取締役候補者とした理由

豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、直江支店長、島根医大通支店長、お客様サービス部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2019年６月から人事部長を務め、その職務を適切に果たしております。その豊富な経験や見識を生かすことにより、新しい視点から取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、新たに監査等委員である取締役候補者としております。



候補者番号 3

今岡正一（いまおか しょういち）

再任　社外　独立

生年月日
1964年10月21日生

取締役会出席状況
100%
(12回/12回)

監査等委員会出席状況
100%
(17回/17回)

所有する当行の株式数
12,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年10月	サンワ・等松青木監査法人（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
1991年４月	公認会計士登録
1999年12月	今岡公認会計士事務所所長（現任）
2004年９月	税理士登録 今岡正一税理士事務所所長（現任）
2007年８月	大黒天物産株式会社監査役（現任）
2007年10月	ＡＣアーネスト監査法人社員（現任）
2015年６月	当行監査役
2019年６月	当行取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士および税理士としての財務および会計に関する専門的知識と実務経験を有し、2015年６月から監査役、2019年６月からは監査等委員である取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引続き豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

候補者との特別の利害関係について

今岡正一氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

今岡正一氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって２年間となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は６年間となります。



候補者番号 4

足立 珠希（あだち たまき）

再任 社外 独立

生年月日
1971年２月25日生

取締役会出席状況
100%
(12回/12回)

監査等委員会出席状況
100%
(17回/17回)

所有する当行の株式数
3,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年10月	弁護士登録（鳥取県弁護士会入会） 米子市にて開業
2011年１月	足立珠希法律事務所代表（現任）
2016年４月	国立大学法人鳥取大学監事（現任）
2016年６月	当行監査役
2019年６月	当行取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、2016年６月から監査役、2019年６月からは監査等委員である取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引続き豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

候補者との特別の利害関係について

足立珠希氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

足立珠希氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって２年間となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は５年間となります。



候補者番号 5

瀬古智昭（せこともあき）

新任　社外　独立

生年月日
1971年２月15日生

取締役会出席状況
―

監査等委員会出席状況
―

所有する当行の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年４月	弁護士登録（鳥取県弁護士会入会） 鳥取市にて開業 鳥取ひまわり基金法律事務所（現 鳥取あおぞら法律事務所）入所（現任）
2007年１月	公認会計士登録
2014年３月	日本セラミック株式会社社外監査役
2016年３月	日本セラミック株式会社監査等委員である社外取締役（現任）
2020年６月	鳥取空港ビル株式会社社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当行の地域特性を熟知する外部人材で、弁護士および公認会計士としての高い見識および法令・財務・会計に関する専門的知識を有しております。その豊富な知識と実務経験を生かすことにより、新しい視点から取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、新たに監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

候補者との特別の利害関係について

瀬古智昭氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

瀬古智昭氏は、新任の社外取締役候補者であります。

（注）1. 今岡正一氏、足立珠希氏の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の取締役選任が承認可決された場合には、引続き両氏を独立役員とする予定であります。また、瀬古智昭氏の取締役選任が承認可決された場合には、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

2. 当行は、今岡正一氏、足立珠希氏との間に会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、瀬古智昭氏の取締役選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年７月に同内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任を願いたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当行の取締役会の決議および監査等委員会の同意によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次の通りであります。

丸山（まるやま）　創（はじめ）

社外　独立

生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1976年９月６日生	2004年10月　検察官任官	2013年１月　島根丸山法律事務所代表（現任）
所有する当行の株式数	2008年10月　弁護士登録（島根県弁護士会入会）松江市にて開業	2017年４月　公立大学法人島根県立大学監事
0株		

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督することを期待し、補欠の監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

候補者との特別の利害関係について

丸山創氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

丸山創氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者（社外取締役）であります。

（注）1.　丸山創氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

2.　当行は、丸山創氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行と非業務執行取締役である同氏との間で、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。

3.　当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。丸山創氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年７月に同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

■選任後の取締役会の構成（予定）

第２号議案・第３号議案が原案の通り承認可決された場合、取締役会は次の通りとなる予定です。

取締役に占める独立社外取締役の比率は50.0%（６名）となります。また、取締役に占める女性取締役の比率は16.6%（２名）となります。

氏　名			現在の当行における地位
石丸 文男（いしまる ふみお）	(男性)	社内	取締役会長
山崎 徹（やまさき とおる）	(男性)	社内	取締役頭取
布野 裕二（ふの ゆうじ）	(男性)	社内	常務執行役員
井田 修一（いだ しゅういち）	(男性)	社内	取締役常務執行役員
多胡 秀人（たご ひでと）	(男性)	社外 独立	取締役
倉都 康行（くらつ やすゆき）	(男性)	社外 独立	取締役
後藤 康浩（ごとう やすひろ）	(男性)	社外 独立	
宮内 浩二（みやうち こうじ）	(男性)	社内	取締役（監査等委員）
中村 真実子（なかむら まみこ）	(女性)	社内	
今岡 正一（いまおか しょういち）	(男性)	社外 独立	取締役（監査等委員）
足立 珠希（あだち たまき）	(女性)	社外 独立	取締役（監査等委員）
瀬古 智昭（せこ ともあき）	(男性)	社外 独立	

（ご参考）

『社外役員の独立性に関する基準』

当行における社外取締役または監査等委員である社外取締役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、当行に対する独立性を有した社外役員と判断する。

1．当行または当行の関係会社（※１）の業務執行者である者（※２）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2．当行を主要な取引先（※３）とする者またはその業務執行者、または最近３年間において業務執行者であった者
3．当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近３年間において業務執行者であった者
4．当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む３年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5．監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近３年間において当該団体に属していた者
6．当行から直前事業年度を含む３年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7．当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近３事業年度において当該監査法人に属していた者
8．当行の業務執行者が現在または過去３年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9．下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
（1）当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※４）
（2）上記２．から８．に掲げる者

ただし、２．３．６．８．においては、重要な業務執行者に限る。４．および５．においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。７．においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※１　関係会社とは、子会社および関連会社を指す。
※２　業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者および使用人として業務を執行する者をいう。
※３　主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※１に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。
※４　重要な業務執行者とは、上記※２に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠につきましては、2019年６月25日開催の第116期定時株主総会において、最大年額98百万円以内（うち社外取締役分は年額14百万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、この度、中期経営計画（2021年度～2023年度）における親会社株主に帰属する当期純利益（連結）の最終目標を150億円以上といたしましたことに伴い、業績連動報酬枠を次表の通り、最大年額119百万円以内（うち社外取締役分は年額17百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

本議案は、中期経営計画（2021年度～2023年度）の目標に合わせて報酬枠を改定することで、業績との連動性を明確にし、取締役の業績向上への意欲をよりいっそう高めることを目的としております。また、本議案は、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

なお、当行の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告32ページに記載の通りであります。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は８名（うち社外取締役３名）でありますが、第２号議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は７名（うち社外取締役３名）となります。

現行業績連動報酬枠・改定案対照表（下線は改定部分を示します）

※年額

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	現行業績連動報酬枠（うち社外取締役分）	改定案（うち社外取締役分）
180億円超		119百万円　（　17百万円以内　）
170億円超　～　180億円以下		112百万円　（　16百万円以内　）
160億円超　～　170億円以下		105百万円　（　15百万円以内　）
150億円超　～　160億円以下	98百万円　（　14百万円以内　）	98百万円　（　14百万円以内　）
140億円超　～　150億円以下	91百万円　（　13百万円以内　）	91百万円　（　13百万円以内　）
130億円超　～　140億円以下	84百万円　（　12百万円以内　）	84百万円　（　12百万円以内　）
120億円超　～　130億円以下	77百万円　（　11百万円以内　）	77百万円　（　11百万円以内　）
110億円超　～　120億円以下	70百万円　（　10百万円以内　）	70百万円　（　10百万円以内　）
100億円超　～　110億円以下	63百万円　（　9百万円以内　）	63百万円　（　9百万円以内　）
90億円超　～　100億円以下	56百万円　（　8百万円以内　）	56百万円　（　8百万円以内　）
80億円超　～　90億円以下	49百万円　（　7百万円以内　）	49百万円　（　7百万円以内　）
70億円超　～　80億円以下	42百万円　（　6百万円以内　）	42百万円　（　6百万円以内　）
60億円超　～　70億円以下	35百万円　（　5百万円以内　）	35百万円　（　5百万円以内　）
50億円超　～　60億円以下	28百万円　（　4百万円以内　）	28百万円　（　4百万円以内　）
50億円以下	―	―

以　上

添付書類

第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行は主たる営業地域の山陰地区をはじめとして、広島・岡山・兵庫・大阪・東京にわたる広域ネットワークを展開し、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行っております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な景気悪化により、厳しい状況が続きました。下期には、政府の需要喚起策などにより個人消費に一時的に持ち直しの動きがみられ、外出自粛による在宅時間の増加などによる新しい生活様式が個人の行動に変化をもたらしましたが、感染の再拡大につれて再び消費マインドに停滞感が広がりました。

当行グループの主たる営業基盤である山陰両県の経済も厳しい状況が続きました。個人消費は、外出自粛による巣ごもり需要の増加が見られたものの、娯楽や飲食、観光関連など総じて低調に推移しました。生産活動は上期の落ち込みを下期で取り戻す形で輸出関連業種を中心にコロナ禍の影響を最小限にとどめましたが、設備投資は投資内容の見直しや実施を先送りする動きがみられました。

（当行の業況）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が広く実体経済へと波及する中、当行ではお客様・従業員等の安全確保と安定的な金融サービスの維持を最優先に、地域経済の悪化防止と早期回復に向け、地域の産業・事業の支援に重点的に取り組んでまいりました。その結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金含む）は、期中5,010億円増加し、期末残高は4兆7,382億円となりました。これは、金融機関部門で減少した一方で、個人・法人・公金各部門において増加したことによるものです。

貸出金は、法人向け貸出が山陰地区をはじめ、山陽、兵庫・大阪及び東京の全エリアで増加したほか、山陰両県を中心に住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことなどから、期中2,309億円増加し、期末残高は3兆5,839億円となりました。

有価証券は、日本国債の償還を控え、市場動向や投資環境を考慮しつつ、リスクを見極めながら投資を行った結果、期中1,531億円増加し、期末残高は1兆8,091億円となりました。

損益状況について、資金利益は有価証券にかかる投資信託解約益が減少したことから有価証券利息配当金は減少しましたが、貸出金残高の増加により貸出金利息が増加したことに加え、預金利息等の資金調達費用が減少したことなどから、前期比で増加しました。役務取引等利益は、事業支援部門やクレジットカード部門で減少しましたが、野村證券株式会社との業務提携により金融商品仲介業務を中心とした預り資産部門で増加したことなどから、前期比で増加しました。このほか、営業経費の削減に努めましたが、有価証券関係損益の減少やコロナ禍による取引先企業の業況悪化に備えた貸倒引当金の増加等により与信費用が増加したことなどの利益減少要因がありました。

この結果、経常利益は前期比20億15百万円減少の138億91百万円となりました。このほか、証券子会社解散に伴う子会社株式評価損や固定資産の減損損失などを特別損失に計上した結果、山陰合同銀行単体の当期純利益は前期比21億53百万円減少の83億25百万円となりました。

また、当行グループの連結経常利益は前期比18億17百万円減少の144億39百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比7億88百万円減少の96億79百万円となりました。

（対処すべき課題）

地域金融機関を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、産業構造・企業行動が変化し、社会・経済分野のデジタルシフトが加速するなど、急激に変化しています。また、コロナ禍による地域経済への影響は、当面続くものと想定されます。こうした中、地域やお客様の当行に対する期待・ニーズも、多様化・高度化しております。

前中期経営計画（2018～2020年度）では、地域の産業・事業の支援を最優先課題として重点的に取り組みました。また、店舗ネットワークの再構築や、証券ビジネスにおける野村證券株式会社との業務提携、基幹系システムの刷新などの構造改革を着実に実施し、今後の成長戦略の土台となる経営基盤の強化が進展しました。

今後の経営戦略においては、外部環境の変化に対応し、地域・お客様のニーズにしっかりと応えるため、リレーションシップバンキングをベースとしたコンサルティング機能の発揮とＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進を両輪に、課題解決力の向上とビジネスモデルの変革に取り組んでまいります。また、これらの取り組みを創造力と機動力をもって実行していくため、新

たな人事体系の構築と合理化・効率化の推進を柱に、経営基盤を更に強靭なものにしてまいります。

そして、山陰はもとより、山陽・兵庫・大阪・東京と広域にわたり高水準なサービスを展開することで、地域・お客様の課題解決に貢献し、地域の産業・事業を徹底的に支え、地域・お客様とともに力強く、持続的に成長してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	**4,009,270**	**3,835,922**	**3,927,848**	**4,452,312**
定期性預金	1,838,547	1,570,762	1,554,524	1,537,949
その他	2,170,722	2,265,160	2,373,324	2,914,362
譲渡性預金	**72,190**	**321,370**	**309,400**	**285,982**
貸出金	**3,016,546**	**3,121,051**	**3,353,056**	**3,583,995**
個人向け	717,387	774,445	828,841	873,242
中小企業向け	1,347,733	1,403,840	1,504,277	1,645,534
その他	951,424	942,766	1,019,937	1,065,217
商品有価証券	**117**	**57**	**89**	**—**
有価証券	**1,848,466**	**1,600,463**	**1,656,038**	**1,809,181**
国債	798,691	588,758	565,823	510,961
地方債	209,260	191,943	217,284	245,002
その他	840,514	819,761	872,930	1,053,217
総資産	**5,534,909**	**5,584,011**	**5,672,201**	**6,356,422**
内国為替取扱高	**33,953,397**	**34,901,795**	**29,488,071**	**21,640,459**
外国為替取扱高	百万ドル **24,062**	百万ドル **20,676**	百万ドル **3,624**	百万ドル **3,543**
経常利益	**19,262**	**19,259**	**15,906**	**13,891**
当期純利益	**13,357**	**13,495**	**10,478**	**8,325**
1株当たり当期純利益	**85円61銭**	**86円44銭**	**67円15銭**	**53円45銭**

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,961人
平均年齢	40年10月
平均勤続年数	18年 0月
平均給与月額	373千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	うち出張所
島根県	73店	(44)
鳥取県	54	(35)
東京都	1	(0)
大阪府	1	(0)
兵庫県	10	(0)
岡山県	5	(0)
広島県	5	(0)
合計	**149**	(79)

(注) 1. 上記の営業所数のうち、33か店（島根県20か店、鳥取県13か店）は店舗内店舗方式による店舗形態となっており、店舗の拠点数としては、合計で116か所（ダイレクト支店含む）となります。なお、店舗内店舗方式とは、１つの店舗内に複数の支店・出張所を併設する店舗形態です。
上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。また、店舗外現金自動設備(当行主幹事分)には、コンビニATMを含めております。
駐在員事務所　当年度末　4か所
店舗外現金自動設備　〃　311か所

2. 当年度中に、以下の店舗ネットワークの見直しを実施しました。

内　　容	対 象 店 舗 名
店舗内店舗化	鳥取西支店 南出張所、頓原出張所、江南出張所、口羽出張所、益田東出張所、 西益田出張所、日原出張所、河原出張所、倉吉西出張所、赤碕出張所、 境西出張所、溝口出張所、加茂出張所、大津出張所、大山出張所、 北条出張所、福原出張所、米子中央出張所、佐田出張所、八東出張所、 本庄出張所、八束出張所、浅利出張所、荒島出張所、岡見出張所、 会見出張所、国府出張所、金城出張所、嘉久志出張所、高松出張所、 竹矢出張所、八雲出張所
出 張 所 化	玉造支店、宍道支店、大東支店、大社支店、温泉津支店、粕渕支店、 岩美支店、智頭支店、生山支店、六日市支店
廃　　止	ごうぎん証券支店（振込専用支店）

3. 当年度中に、店舗外現金自動設備を島根県で20か所新設・10か所廃止し、鳥取県で14か所新設・7か所廃止しました。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	1,201

ロ. 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
オンラインシステム関連	922

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
			百万円	%	
松江不動産株式会社	島根県松江市 白潟本町23番地	不動産の賃貸業務	150	100.00	
合銀ビジネスサービス株式会社	島根県松江市 灘町1番地7	現金／小切手等の整理・保管業務	10	100.00	
株式会社 山陰オフィスサービス	島根県松江市 灘町1番地7	文書／証票等作成、庶務部門請負業務、計算業務	10	100.00	
ごうぎん証券清算準備株式会社	島根県松江市 津田町319番地1	(清算中)	3,000	100.00	
山陰債権回収株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	500	95.00	
山陰総合リース株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	30	100.00	
ごうぎん保証株式会社	島根県松江市 灘町1番地7	信用保証業務	30	100.00	
株式会社 ごうぎんクレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード業務、信用保証業務	70	100.00	
ごうぎんキャピタル株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピタル	150	5.00	

(注) 1. ごうぎん証券清算準備株式会社は、2020年11月2日にごうぎん証券株式会社から社名変更しており、当年度末において清算手続き中であります。

2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等9社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
5. 野村證券株式会社との金融商品仲介業務における包括的業務提携に基づき、コンサルティングプラザ新設のほか、当行及び旧ごうぎん証券株式会社の証券口座を野村證券仲介口座へ移管するなど、野村證券株式会社との協業体制をスタートさせました。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項
（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
石　丸　文　男	（代表取締役） 取締役会長		
山　崎　　徹	（代表取締役） 取締役頭取、人事		
杉　原　伸　治	（代表取締役） 取締役 専務執行役員 鳥取営業本部長		
清　田　睦　人	（代表取締役） 取締役 専務執行役員、審査、事務企画、IT統括		
井　田　修　一	取締役 常務執行役員 経営企画部長、経営企画、人事（副）、Nアライアンス戦略		
多　胡　秀　人	取締役（社外）	有限会社多胡事務所　代表取締役 株式会社商工組合中央金庫　社外取締役 株式会社東和銀行　社外取締役	
田部長右衛門	取締役（社外）	株式会社田部　代表取締役社長 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 株式会社たなべの杜　代表取締役会長 松江商工会議所　会頭 島根県商工会議所連合会　会頭 株式会社ＴＡＮＡＢＥグローバルキッチン 代表取締役会長 株式会社ＴＳＫネクスト　代表取締役社長	
倉　都　康　行	取締役（社外）	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社　代表取締役 セントラル短資ＦＸ株式会社　社外監査役	
吉　田　　孝	取締役 （監査等委員・常勤）		（注）1
宮　内　浩　二	取締役 （監査等委員・常勤）		（注）1
河　本　充　弘	取締役（社外） （監査等委員）	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士	（注）2

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
今　岡　正　一	取締役（社外） （監査等委員）	今岡公認会計士事務所　公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社　社外監査役	（注）3
足　立　珠　希	取締役（社外） （監査等委員）	足立珠希法律事務所　弁護士	（注）2

（注）1. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、各種情報収集や報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

2. 監査等委員 河本充弘氏、足立珠希氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 監査等委員 今岡正一氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
古　山　英　明	常務執行役員	兵庫・大阪営業本部長
安　喰　哲　哉	常務執行役員	米子営業本部長
布　野　裕　二	常務執行役員	リスク統括、業務サポート、本部業務集中
秋　下　宗　一	常務執行役員	営業統括、法人営業、地域振興、市場金融
赤　木　利　光	執　行　役　員	法人営業部長
生　田　博　久	執　行　役　員	リスク統括部長
吉　川　　浩	執　行　役　員	山陽営業本部長
金　谷　智　文	執　行　役　員	本店営業部長
伊　藤　信　二	執　行　役　員	石見営業本部長
吉　川　栄　司	執　行　役　員	神戸支店長
安　田　　譲	執　行　役　員	ＩＴ統括部長
景　山　英　俊	執　行　役　員	Ｎアライアンス戦略本部長、アセットコンサルティング

(2) 会社役員に対する報酬等

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針に関する事項

① 報酬等の決定方針の決定の方法

当行は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営陣の業績向上や中長期的な企業価値増大に向けたインセンティブとなる役員報酬制度を客観性・透明性の高いプロセスで構築し、経営戦略と合致した役員報酬制度の策定・維持・モニタリングを行っております。指名・報酬委員会では、役員報酬制度の基本方針、役位別の報酬水準、報酬に占める業績連動報酬・株式報酬の割合等を審議し、取締役会へ答申を行っております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会が定める「取締役報酬規程」に基づき支給します。したがって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において取締役会にあります。

当事業年度における取締役の報酬については、取締役会が指名・報酬委員会の答申内容に基づいて、規程の変更の要否について審議を行い、決定しております。

② 当該方針の内容の概要

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬からなり、役位に応じてそれぞれ支給しております。

③ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容は、取締役会が定めた「取締役報酬規程」に基づき明確に算出されていることから、取締役会はその内容が方針に沿うものと判断しております。

ロ．監査等委員である取締役の報酬等の決定方針に関する事項

① 報酬等の決定方針の決定の方法

監査等委員である取締役の報酬額総額については指名・報酬委員会が評価を行い、その結果について取締役会及び監査等委員会へ答申を行っております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が定める「監査等委員報酬規程」に基づき支給します。したがって、監査等委員である取締役の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において監査等委員会にあります。

② 当該方針の内容の概要

当行の監査等委員である取締役の報酬は、客観性を重視する視点から、確定金額報酬のみとしており、常勤・非常勤の区分に応じて支給しております。

ハ. 取締役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬（確定金額報酬）	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	10名	259	146	55	56
監査等委員である取締役	5名	77	77	—	—
計	15名	336	224	55	56

（注）1. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）250百万円（うち社外取締役30百万円）、監査等委員である取締役85百万円であります。確定金額報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役は5名であります。

2. 当行では、業績向上への意欲を高めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に応じた業績連動報酬枠を下記のとおり設定しております。当行は、多様化・複雑化するお客様のニーズに適切に対応するためには、一層のグループ連携強化により、グループ会社の業績にも責任を持つことが重要であると認識しており、当該指標を業績連動報酬決定のための指標として採用しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬の算定の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益の実績額は9,679百万円となりました。

また、下記の業績連動報酬枠については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠（年額）

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	業績連動報酬枠（うち社外取締役分）
150億円超	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（ 9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（ 8百万円以内）
80億円超～ 90億円以下	49百万円（ 7百万円以内）
70億円超～ 80億円以下	42百万円（ 6百万円以内）
60億円超～ 70億円以下	35百万円（ 5百万円以内）
50億円超～ 60億円以下	28百万円（ 4百万円以内）
50億円以下	—

各取締役（監査等委員である取締役を除く）への配分については、上記の各業績連動報酬枠内の金額を、「取締役報酬規程」に基づき、下記の役位別係数を基準として比例配分する方法によっております。

役　位	業績連動報酬役位別係数
取締役会長	60
取締役頭取	60
取締役副頭取執行役員	50
取締役専務執行役員	40
取締役常務執行役員	35
社外取締役	12

3. 報酬等に含まれる非金銭報酬等は、株式報酬であります。

当行では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬と当行の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することによる、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大、ガバナンス意識の向上を目的に、株式報酬制度を導入しております。本制度のもと当行は、対象となる取締役等に対し当行が定めた役員株式給付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、取締役等の退任時に累計ポイントに応じた当行株式及び当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。株式報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分として年額100百万円（うち社外取締役分10百万円）としております。

株式報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）であります。

株式報酬は「取締役報酬規程」に基づき、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては行内で定めた役位の区分に応じ定められた枠内の金額を、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては定められた枠内の金額を、それぞれ配分しております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
多胡秀人	会社法第423条第1項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。
田部長右衛門	
倉都康行	
河本充弘	
今岡正一	
足立珠希	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
多　胡　秀　人	有限会社多胡事務所　代表取締役 株式会社商工組合中央金庫　社外取締役 株式会社東和銀行　社外取締役
田　部　長右衛門	株式会社田部　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 山陰中央テレビジョン放送株式会社　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社たなべの杜　代表取締役会長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 松江商工会議所　会頭 島根県商工会議所連合会　会頭 株式会社ＴＡＮＡＢＥグローバルキッチン　代表取締役会長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社ＴＳＫネクスト　代表取締役社長
倉　都　康　行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社　代表取締役 セントラル短資ＦＸ株式会社　社外監査役
河　本　充　弘	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士
今　岡　正　一	今岡公認会計士事務所　公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社　社外監査役
足　立　珠　希	足立珠希法律事務所　弁護士

（注）　多胡秀人氏、倉都康行氏、河本充弘氏、今岡正一氏及び足立珠希氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
多 胡 秀 人	13年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレーションシップ・バンキングにおける専門的な知見を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。 同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける主導的な役割を果たしております。
田 部 長右衛門	9年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	地元を代表する経営者としての豊富な経験・見識ならびに地域振興活動に対する様々な知見を有しております。地域を熟知した経営者としての経験・見識を生かし、当行経営全般に対する助言・提言、ならびに地元経済界を代表する立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。 同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
倉　都　康　行	2年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。 同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。
河　本　充　弘	15年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席しております。	弁護士としての高い見識及び法令に関する専門的知識を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
今岡正一	5年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席しております。	公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的知識と実務経験を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。
足立珠希	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席しております。	弁護士としての高い見識及び法令に関する専門的知識を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度から的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		
			基本報酬(確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
報酬等の合計	6名	51	39	6	4

(注) 銀行の親会社等からの報酬等はありません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	495,021千株
発行済株式の総数	156,977千株

(2) 当年度末株主数

15,682名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,341千株	5.32%
日本生命保険相互会社	5,823	3.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,707	3.64
山陰合同銀行従業員持株会	3,577	2.28
明治安田生命保険相互会社	3,050	1.94
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,030	1.93
第一生命保険株式会社	3,015	1.92
住友生命保険相互会社	3,006	1.91
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	2,976	1.89
中国電力株式会社	2,405	1.53

（注）1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（254,866株）を控除して算出しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式888,100株を含んでおりません。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	2名	91,600株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　岩崎裕男 指定有限責任社員　加藤信彦	51	①報酬等に監査等委員会が同意した理由 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、2020年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認・検討した結果、当該事業年度に係る報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・貸倒引当金に関する論点整理のための助言・支援 ・時価の算定に関する会計基準適用にむけた助言・支援

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に、当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、80百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査等委員会が判断した場合には、監査等委員会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を

決定いたします。

ロ．当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第118期末（2021年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**871,417**	**預金**	**4,452,312**
現金	51,487	当座預金	184,010
預け金	819,929	普通預金	2,642,575
買入金銭債権	**9,639**	貯蓄預金	46,084
金銭の信託	**4,978**	通知預金	8,763
有価証券	**1,809,181**	定期預金	1,517,064
国債	510,961	定期積金	61
地方債	245,002	その他の預金	53,751
社債	158,299	**譲渡性預金**	**285,982**
株式	54,508	**コールマネー**	**115,456**
その他の証券	840,410	**債券貸借取引受入担保金**	**445,776**
貸出金	**3,583,995**	**借用金**	**582,000**
割引手形	7,439	借入金	582,000
手形貸付	82,205	**外国為替**	**83**
証書貸付	3,151,807	売渡外国為替	10
当座貸越	342,541	未払外国為替	72
外国為替	**9,494**	**その他負債**	**78,482**
外国他店預け	9,488	未払法人税等	2,543
取立外国為替	5	未払費用	3,140
その他資産	**54,870**	前受収益	1,980
前払費用	355	給付補塡備金	0
未収収益	5,669	金融派生商品	4,360
金融派生商品	4,092	金融商品等受入担保金	410
金融商品等差入担保金	1,794	リース債務	227
その他の資産	42,959	資産除去債務	490
有形固定資産	**31,725**	その他の負債	65,328
建物	10,057	**賞与引当金**	**923**
土地	18,641	**退職給付引当金**	**8,975**
建設仮勘定	8	**株式給付引当金**	**392**
その他の有形固定資産	3,019	**睡眠預金払戻損失引当金**	**319**
無形固定資産	**4,839**	**その他の偶発損失引当金**	**862**
ソフトウェア	4,579	**繰延税金負債**	**1,535**
その他の無形固定資産	260	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,133**
前払年金費用	**4,643**	**支払承諾**	**13,943**
支払承諾見返	**13,943**	**負債の部合計**	**5,989,180**
貸倒引当金	**△42,190**	（純資産の部）	
投資損失引当金	**△115**	**資本金**	**20,705**
		資本剰余金	**15,516**
		資本準備金	15,516
		利益剰余金	**282,681**
		利益準備金	17,584
		その他利益剰余金	265,096
		固定資産圧縮積立金	158
		別段積立金	231,829
		繰越利益剰余金	33,108
		自己株式	**△749**
		（株主資本合計）	**318,153**
		その他有価証券評価差額金	**46,408**
		繰延ヘッジ損益	**△0**
		土地再評価差額金	**2,510**
		（評価・換算差額等合計）	**48,918**
		新株予約権	**170**
		純資産の部合計	**367,242**
資産の部合計	**6,356,422**	**負債及び純資産の部合計**	**6,356,422**

第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**72,540**
資金運用収益	**56,815**	
貸出金利息	34,952	
有価証券利息配当金	20,669	
コールローン利息	2	
預け金利息	355	
その他の受入利息	836	
役務取引等収益	**10,640**	
受入為替手数料	2,585	
その他の役務収益	8,054	
その他業務収益	**1,101**	
外国為替売買益	334	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	765	
その他経常収益	**3,982**	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	3,115	
その他の経常収益	867	
経常費用		**58,649**
資金調達費用	**1,959**	
預金利息	1,206	
譲渡性預金利息	17	
コールマネー利息	429	
債券貸借取引支払利息	110	
金利スワップ支払利息	187	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	**4,422**	
支払為替手数料	510	
その他の役務費用	3,911	
その他業務費用	**3,517**	
国債等債券売却損	2,872	
国債等債券償還損	516	
金融派生商品費用	51	
その他の業務費用	77	
営業経費	**38,402**	
その他経常費用	**10,348**	
貸倒引当金繰入額	7,118	
株式等売却損	2,166	
株式等償却	108	
金銭の信託運用損	21	
その他の経常費用	933	
経常利益		**13,891**
特別利益		**1**
固定資産処分益	1	
特別損失		**1,302**
固定資産処分損	33	
減損損失	249	
子会社株式評価損	1,019	
税引前当期純利益		**12,590**
法人税、住民税及び事業税		**5,390**
法人税等調整額		**△1,125**
法人税等合計		**4,265**
当期純利益		**8,325**

第118期末（2021年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	872,988	預金	4,432,481
買入金銭債権	10,914	譲渡性預金	285,982
金銭の信託	4,978	コールマネー及び売渡手形	115,456
有価証券	1,809,682	債券貸借取引受入担保金	445,776
貸出金	3,554,553	借用金	597,672
外国為替	9,494	外国為替	83
リース債権及びリース投資資産	29,514	その他負債	83,830
その他資産	67,392	賞与引当金	966
有形固定資産	34,226	退職給付に係る負債	9,681
建物	11,251	株式給付引当金	392
土地	19,737	役員退職慰労引当金	76
建設仮勘定	81	睡眠預金払戻損失引当金	319
その他の有形固定資産	3,157	その他の偶発損失引当金	862
無形固定資産	4,894	繰延税金負債	743
ソフトウェア	4,626	再評価に係る繰延税金負債	2,133
その他の無形固定資産	268	支払承諾	13,971
退職給付に係る資産	443	負債の部合計	5,990,432
繰延税金資産	39	（純資産の部）	
支払承諾見返	13,971	資本金	20,705
貸倒引当金	△42,629	資本剰余金	22,058
投資損失引当金	△179	利益剰余金	290,042
		自己株式	△749
		（株主資本合計）	332,056
		その他有価証券評価差額金	47,912
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	2,510
		退職給付に係る調整累計額	△3,330
		（その他の包括利益累計額合計）	47,092
		新株予約権	170
		非支配株主持分	532
		純資産の部合計	379,852
資産の部合計	6,370,285	負債及び純資産の部合計	6,370,285

第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**89,178**
資金運用収益	**56,723**	
貸出金利息	34,854	
有価証券利息配当金	20,667	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	362	
その他の受入利息	836	
役務取引等収益	**11,384**	
その他業務収益	**17,030**	
その他経常収益	**4,040**	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	4,039	
経常費用		**74,739**
資金調達費用	**1,999**	
預金利息	1,205	
譲渡性預金利息	17	
コールマネー利息及び売渡手形利息	429	
債券貸借取引支払利息	110	
借用金利息	44	
その他の支払利息	191	
役務取引等費用	**4,214**	
その他業務費用	**17,814**	
営業経費	**40,262**	
その他経常費用	**10,449**	
貸倒引当金繰入額	7,159	
その他の経常費用	3,289	
経常利益		**14,439**
特別利益		**21**
固定資産処分益	20	
金融商品取引責任準備金取崩額	0	
特別損失		**293**
固定資産処分損	44	
減損損失	249	
税金等調整前当期純利益		**14,167**
法人税、住民税及び事業税		**5,603**
法人税等調整額		**△1,102**
法人税等合計		**4,500**
当期純利益		**9,667**
非支配株主に帰属する当期純損失		**△11**
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,679**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　崎　裕　男　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　信　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　崎　裕　男　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　信　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 山陰合同銀行　監査等委員会

常勤監査等委員 吉　田　　孝 ㊞

常勤監査等委員 宮　内　浩　二 ㊞

監 査 等 委 員 河　本　充　弘 ㊞

監 査 等 委 員 今　岡　正　一 ㊞

監 査 等 委 員 足　立　珠　希 ㊞

(注) 監査等委員　河本充弘、今岡正一及び足立珠希は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内略図

会 場

島根県民会館（大ホール）

島根県松江市殿町158番地　　電話（0852）22-5506

昨年より、会場を当行本店から島根県民会館に変更しております。お間違いのないようご注意ください。

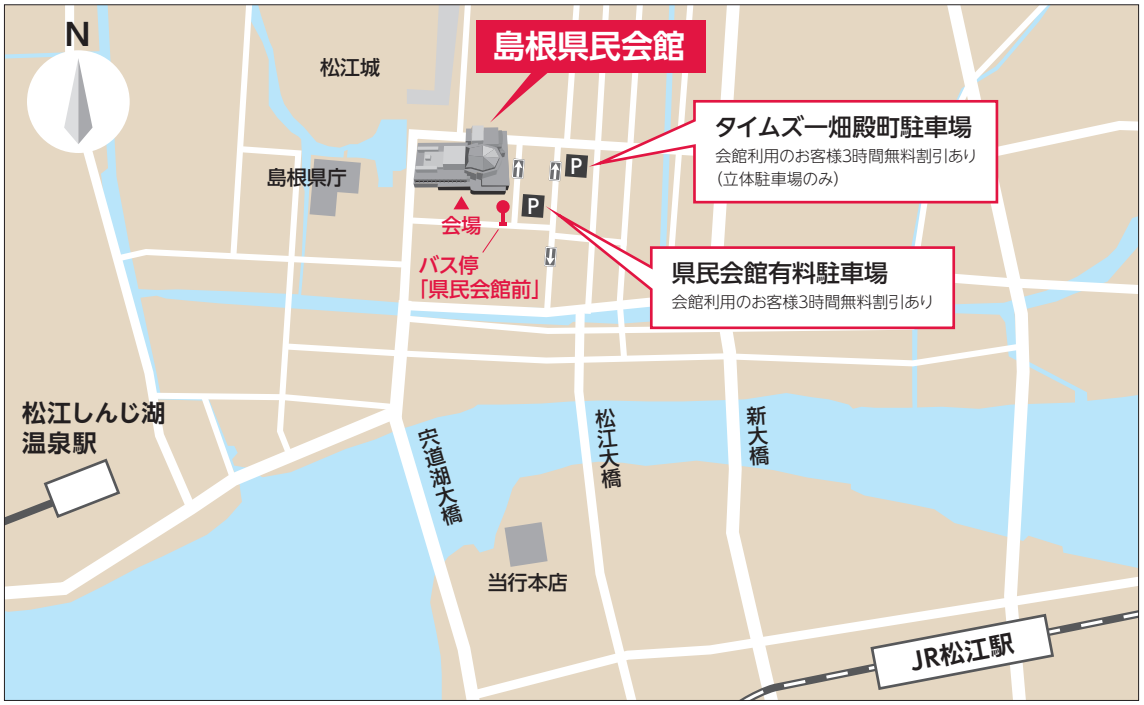

交通のご案内

- ＪＲ松江駅より　最寄バス停「県民会館前」バス停下車
- 一畑電車松江しんじ湖温泉駅より　徒歩 約15分
  最寄バス停「県民会館前」バス停下車

昨年からご来場株主様へのお土産の配布を廃止しております。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。